女性天皇.com 会員規約

(目的)

第1条 女性天皇.com 会員規約(以下「本規約」とする)は、女性天皇.com 正会員(以下「本会員」とする)に関し、女性天皇と共に明るい日本を実現する会(以下「本会」と呼ぶ)規約により委任を受けた事項及び当該規約を実施するために必要な事項を定める。

(女性天皇.com 正会員の登録手続き)

- 第2条 本会員への登録は、本会WEBサイトで申込みを行うことで、入会審査を受けることが 出来る。入会審査後、入会確認メールの受信をもって登録完了とする。
- 2 本会員のへの登録は、日本国籍を有し、18歳以上の者に限りとする。

(女性天皇.com 正会員の退会手続き)

- 第3条 本会員は、本会WEBサイトにて退会手続きを行うことで退会することができる。
- 2 前項の退会手続きを行った場合、手続きを行った月の月末までは会員限定サイトを利用できるが、翌月からは利用できなくなる。

(女性天皇.com 正会員の会費)

第4条 会費は無料とする。

(女性天皇.com 正会員の特典)

- 第5条 本会員は次の特典を受けることができる。
- 1 本会員限定サイトの閲覧

- 2 本会員限定の Youtube LIVE への参加
- 3 総会への参画
- 4 その他特典については、順次「会員限定サイト」でご連絡する。

(女性天皇.com 正会員の禁止事項)

第6条 本会員は、次のことをしてはならない

- 1 本会の承諾なしに、本会の名称・略称・ロゴマークを使用して、本会支援を目的として募金・ 街頭で不特定多数の人に対して本会への入会加入を行うこと
- 2 本会の承諾なしに、本会の名称・略称・ロゴマークを使用して、名刺などの印刷物を制作したり、団体を結成したり、会合を開いたり、政治的そのたの活動や調査を行うこと
- 3 本会の承諾なしに、本会員として知り得た情報を、会員以外に開示してはならない。
- 4 本会の承諾なしに、本会が管理する動画・音声・画像・メールの無断譲渡・使用を行うこと
- 5 その他、本会の名誉を傷つけ、信用を失墜させる行動をとること

(女性天皇.com 正会員資格の喪失)

第7条 本会員は、次の自由によってその資格を失い退会する。

- 1 所定の退会手続きをしたとき
- 2 死亡した時
- 3 転居、行方不明など所在の知れないとき
- 4 第8条に基づき、本会により退会処分をされたとき

(女性天皇.com 会員の退会処分)

- 第8条 本会員が次の各項の一つに該当するときは、本会は役員会の決議により本会員を退会処分とすることができる。退会処分後は、本会の活動には一切参加できない。
- 1 第6条に定める禁止事項に違反したとき
- 2 第6条に定める禁止事項に違反する恐れがあると判断されたとき
- 3 その他、本会の活動趣旨に反する行動をとったとき
- 4 本会の信用を失う行為があったとき

(本規約の変更)

第9条 本会は、役員会の決定によって、本規約を随時変更することができるものとする。この 場合、本会はホームページ上で変更後の規約を通知するものとし、以後変更後の会員規 約を適用する。

(本会員の特例)

第10条 本会が運営する Youtube チャンネルのメンバーシップ「女性天皇.com 準会員」に加入した場合、メールアドレスを登録することで、一時的に本会員とする。

第11条 その場合も、本規約に準するものとする。

附則(令和4年9月1日) 本会則は、令和4年9月1日から施行する。

附則(令和5年1月1日) 本会則は、令和5年1月1日から施行する。

附則(令和5年5月16日) 本会則は、令和5年5月16日から施行する。